

鳥居 勝教授のご退職にあたつて

法学部長 酒井 正文

鳥居勝先生は、平成一四年八月、税法分野を担当する教授として就任され、爾来、法学部の税法、研究会等の授業科目のほか、大学院法学研究科においては、租税法特殊研究、同特殊演習、研究指導を受け持たれました。ことに法学研究科では、法律学専攻の多くの院生が税理士資格取得をめざしているため、先生の担当科目の履修はもちろんのこと、修士論文作成のため研究指導を受けております。本大学院は、その年から、専門資格として社会人の希望者が多い税理士資格取得への道を開くため、それまでの非常勤講師に代えて、専任の教授を置いて指導を強化することとし、鳥居先生をお迎えしたわけです。ご就任以来、毎年、一、二年次生合わせて、およそ十五六名の研究指導を担当され、先生の膝下で研究した大学院修了者にして税理士資格を取得した者は、すでに三十余名を超えていると聞いています。有職者、社会人に高度な専門職業能力の育成をめざす本研究科にとって、先生は実に大きな存在でした。指導教員として、多くの大学院生を抱え、熱心に指導されているお姿には頭が下がるのみです。年末のぎりぎりまで、また年始も早々に、1人ずつスケジュールを組んで丹念に指導されることを存じあげています。先生のご退職に際し、改めて厚くお礼を申し上げねばなりません。

鳥居先生は、昭和一八年五月、岐阜県でお生まれになり、金沢大学法文学部を卒業されると、昭和四二年四月、国税庁に入庁され、税務署長、東京国税局調査第一部長、国税庁消費税課長、広島国税不服審判所長、関東信越国税不

不服審判所長などを歴任されてから、本学に赴任されました。著作、編纂にかかる文献には、「新版詳解消費税法」、『印紙税法のすべて』、『東京国税不服審判所裁決事例集』などが知られています。こうした先生の豊富な実務経験と学識が、本学の教育研究、大学院生の研究指導に見事に活かされているように思います。

一方、学生の就職指導のため、鳥居先生には、長らくキャリアセンター長を務めていただきました。平成一七年四月、就職委員長に就任されたあと、同七月にそれまでの就職室がキャリアセンターとして拡充されると、同センター長（同運営委員長）に就かれ、六年にわたって本学の就職・進路指導の責任を果たされました。鳥居センター長の下、合同企業説明会、保護者への就職説明会、就職支援プログラム、公務員講座、各種資格講座等々、様々な企画が行われ、本学の高い就職率の確保に貢献していただきました。教授会では就職状況や支援プログラムなど様々な企画を行なと説明されますが、そこにはセンター長としての高い使命感がじわじわと滲みでているように感じられます。

国税庁勤務のキャリアや学内でのお仕事のイメージからは俄に結びつかず迂闊と言えど迂闊だったのですが、あるとき、鳥居先生には「うたと自然」を愛するナチュラリストの一面があることを知りました。それは、学部長室にわざわざお越しになり、ややテレ気味に「今度、こんな趣味の本を出しました」とご新著をお贈りいただいた時でした。『日本の名歌のふるさとを訪ねて』（牧歌舎、一〇〇八年二月）というご著書には、「うたと自然が今や人生のかけがえのないパートナーとなっている」と記されていたのです。日本列島を北から縦断するかたちで、懐かしい歌のふるさとや、その縁の場所に刻まれた歌碑を訪ねて、作詞者、作曲家、歌い手への思いを綴った紀行文、また先生ご自身の心に残る名曲への思いを込めた随想等。そこで紹介された歌の数は、歌碑のない曲を含めて、実に四三三曲にものぼっています。そういえば、先生のふるさとは、岐阜県最西部の町、揖斐川町でした。私も、かつて岐阜で勤務した経験があるので分かるのですが、先生のふるさとは、緑豊かな山間部、河川、渓谷、滝などの豊かな自然に恵まれ

た山紫水明の地でした。先生からは一度ふるさとの思い出を伺つたことがありましたが、この本を拝見すると、歌を通してかたちで、先生ご自身の懐かしのふるさや自然への思いが感じられます。

毎年三月、学位記授与の際、鳥居先生は、大学院修了者の授与を見届けるために、欠かさず教室にお出でになり、一人一人の伝達に立ち会われています。慈愛に溢れた眼差しで、育て上げた学生たちの巣立ちをしつかりと見守られています。こうした先生の聲咳に接した学生たちが、目標に向けて真面目に努力するのは自然のことなのでしょう。毎年、先生の膝下で学んだ大学院修了者と現役生がござつて、先生と一緒に親睦旅行に出かけていると伺っていますが、そこには一門の絆のようなものを感じられます。

このようなことを綴つてくると、鳥居先生が本学を去られるのは、誠にお名残惜しい限りです。定めだから致し方ありませんが、先生の本学への多大なご貢献に対して重ねて感謝の気持ちをお伝えし、またご退職後のご健康とご多幸を心からお祈り申し上げまして、筆を擱くことといたします。